

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成28年度及び平成29年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年2月3日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 特定の事件（平成28年度）

補助金に係る財務に関する事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年1月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】</p> <p>補助金の趣旨「経営の安定を図る」を確認する資料について</p> <p>補助金の目的が、経営の安定を図るという趣旨であれば、それを判断できる資料を入手すべきである。要綱では、補助事業等実績報告書の提出も必要とはされていない。自転車駐輪場の整備や維持管理について、必要な場合に補助することは理解できるが、(自転車)駐車場事業により、土地等を他の用途に利用する場合と同等かそれ以上に利益が上がっている場合には補助金は不要である。</p> <p>補助対象期間は10年を原則としつつもある程度の利益水準に達した段階では、要綱の中に補助金の交付を打ち切る条項があってもよいのではないかと考える。そのためにも経営状況を判断する資料の入手が必要である。</p> <p>自転車駐輪場の確保という補助金の</p>	<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】</p> <p>補助金の趣旨「経営の安定を図る」を確認する資料について</p> <p>申請時に提出を求めている補助対象駐車場の運営状況報告書に収支決算状況の項目を追加し、当該自転車駐車場の経営状況を確認することとした。</p> <p>また、相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金交付要綱を改正(平成30年4月1日施行)し、事業の支出が収入を上回っている場合に限り補助金を交付することとした。併せて、補助金額については、収支の差額であって補助対象経費(固定資産税及び都市計画税)相当額以内の額に改めた。さらに、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出に係る規定を追加した。</p>

目的を達成するためには、土地等の収益率が他の用途に利用した場合と同等以上になるように補助金を交付する必要があることは理解できるものの、事業者の利益水準を把握せず一律に固定資産税及び都市計画税相当額を交付することには疑問が残る。

(報告書 187頁～189頁)

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年1月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】</p> <p>会計処理について</p> <p>特定資産(定期預金)と未払金の過大計上</p> <p>平成28年度末の預金の残高証明を財務諸表等(財産目録等)と照合した結果、貸借対照表上の計上額の方が多額であった。原因は、決算作業後に確定した要積立金につき、年度末において、対応する定期預金が既に存在したかの様に会計処理したためである。</p> <p>結果として、資産と負債(「未払金」勘定)が同額で過大計上されている。</p> <p>費用(委託費)と収益(受取事務費等)が二重計上</p> <p>指定管理業務(相模湖ふれあいパー</p>	<p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】</p> <p>会計処理について</p> <p>特定資産(定期預金)と未払金の過大計上</p> <p>決算段階においては、剰余金(要積立金)が確定していないことから、当該剰余金相当額は普通預金に存在したままとなっているにもかかわらず、平成29年度までは、当該剰余金見込額を定期預金に積立てた想定で特定資産として計上し、さらに当該見込額を振替予定の額として負債(未払金)に計上していたことで過大計上となっていた。</p> <p>平成30年度からは、実態に合わせ普通預金のまま管理し、財務諸表等を作成することとした。</p> <p>費用(委託費)と収益(受取事務費等)が二重計上</p> <p>当該団体の財務諸表において、指定</p>

ク)の委託費の内、施設維持管理等(約4百万円強)を会員に委託しているが、この部分につき、受取事務費・受取配分金(以上、収益)と支払配分金(費用)を追加計上している。

外部からの収益はあくまで指定管理業務に係る受託事業収益のみである。受取事務費分だけ委託費が安く済んでいるため、まずこの両科目を相殺する。さらに、受取配分金及び受取材料費等は、同額で費用に計上されている、「支払配分金」及び「支払材料費等」と相殺する必要がある。

#### 消費税を現金主義で会計処理

消費税は税込処理されており、事業活動計算書上は「租税公課」勘定に含まれているが、他の費用のように発生主義は採用されておらず、納付した際に(現金主義で)費用計上されている。

正味財産増減計算書上は、平成28年度中に納付した金額が費用計上されているが、公益法人会計基準は発生主義を採用しており、収益費用を発生主義で処理する以上、当然に消費税も発生主義で処理することになる。

貸借対照表と貸借対照表内訳表の間で科目残高が不整合

「貸借対照表内訳表」は貸借対照表

管理業務として受託した業務に係る経常収益及び経常費用については受託事業収益及び委託費のみであるにもかかわらず、経常収益に受取事務費、受取配分金及び受取材料費等を計上し、経常費用についても支払配分金及び支払材料費等を計上していたため、収益と費用が二重計上になっていた。このため、当該業務については、収支の実態に合わせ、受託事業収益及び委託費のみ計上することとした。

#### 消費税を現金主義で会計処理

現金主義で処理していた消費税(申告納付分)を平成30年度分から、年度ごとに「未払消費税」を計上し、発生主義で処理することに改めた。

貸借対照表と貸借対照表内訳表の間で科目残高が不整合

平成28年度「貸借対照表内訳表」

を「公益目的事業会計」及び「法人会計」の2つの会計単位に分割したものであり、両「会計」単位の合計は、貸借対照表の計上額に一致すべきものである。前年度の金額から判断すると、貸借対照表の方が正しいと判断される。

(報告書 66頁～68頁)

における「退職給付引当金」と「リース債務」については、転記誤りであったことから、直ちに訂正し、改めて公表した。